

軽自動車税 身体障害者減免について

軽自動車税は、4月1日現在に軽自動車やオートバイなどを所有している方に課税される町の税金です。身体障害者の方が通院などに使用する車両の軽自動車税は、障害の程度により減免される場合があります。減免を希望する方は申請が必要です。

対 象	障害者の方 または 障害者と生計を一にする家族の方
申 請 期 間	納税通知書が届いてから5月26日(月)までの間
受 付 場 所	税務課 (⑦番窓口)
申請に必要なもの	・印鑑 ・納税通知書 ・減免を申請する車両の自動車検査証 ・運転者の運転免許証 ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(みどりの手帳)、精神障害者保健福祉手帳 のいずれか

※すでに減免を受けている方で申請内容に変更がない場合は、自動的に減免が継続されます。

※障害者1人につき、二輪・軽自動車・普通自動車のいずれか1台が減免対象です。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

光化学スモッグ・PM2.5 注意報が発令されたら・・・

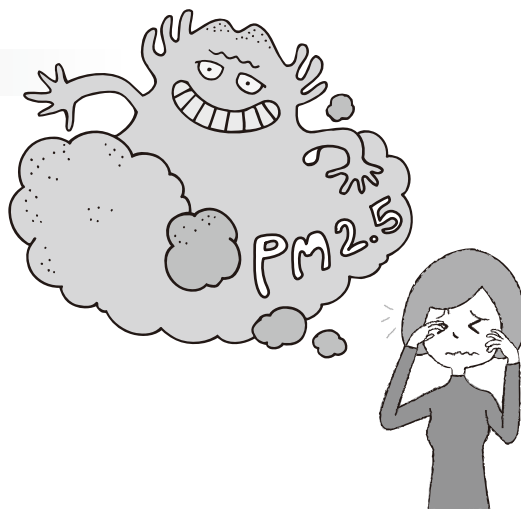
5月～9月は、光化学スモッグが発生しやすい時期です。光化学スモッグは、目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。

また、PM2.5(微小粒子状物質)は、粒子の大きさが千分の2.5mm以下の非常に小さな粒子のため、肺の奥まで入りやすく呼吸器系や循環器系への影響が懸念されます。

光化学スモッグやPM2.5の注意報が発令されたら・・・

健康被害にあわないために、

- ・ 不要不急の外出をできるだけ減らしましょう。
 - ・ 屋外での激しい運動は避けましょう。
 - ・ 目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう。
 - ・ 換気や窓を開けるのを必要最小限にしましょう。
 - ・ 乳幼児、お年寄り、病弱な方は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意しましょう。
- また、自動車の使用を控えましょう。



問合せ 町民生活課環境衛生担当

☎62-1232